

社援保発0317第1号
平成23年3月17日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課長

東北地方太平洋沖地震による被災者の生活保護の取扱いについて

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により、被災地の自治体で生活された方が他の自治体に避難した後、生活困窮に陥る事案が一部の自治体において発生しています。

被災者に対する支援については、現在、災害救助法（昭和22年法律第218号）等の他法他施策において必要な支援が進められていますが、生活保護の相談に至る場合も考えられることから、特に被災地周辺の保護の実施機関においては、被災地から一時的に避難した方から生活保護の申請があった場合、下記の事項について留意の上、迅速かつ適切な保護の実施にあたるよう、管内実施機関に対し周知徹底いただくよう、特段の御配慮をお願いします。

記

1 保護の実施責任について

今般の地震により本来の居住地を一時的に離れて遠方に避難している場合、本来の居住地に帰来できない等被災者の特別な事情に配慮し、避難先の保護の実施機関が実施責任を負い現在地保護を行うものとすること。

ただし、仮設住宅への入居や扶養義務者による引き取りなど、将来における居住の蓋然性が高いと認められる場合については、当該居住事実がある場所を所管する実施機関が実施責任を負い居住地保護を行うものとすること。

2 生活保護の決定について

被災者の状況を十分配慮し、生活保護の申請意思が確認された場合においては、申請権の侵害がないように留意の上、迅速に対応すること。

また、被災者が本来の居住地に資産を残さざるを得ない場合等については、被災者の特別な事情に配慮し、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知）第3の3に掲げる「処分することができないか、又は著しく困難なもの」として取り扱うこととすること。

ただし、直ちには処分することが困難であっても、一定期限の到来により処分可能と

なるときその他後日の調査で資力が判明したときは、生活保護法（昭和25年5月4日法律第144号。以下「法」という。）第63条による費用返還義務を文書により明らかにした上で保護を開始することとし、当該被災者に対し上記の取扱いについて、十分説明した上で生活保護を開始するよう留意すること。

なお、保護開始時においては、生活保護制度はもとより、活用し得る他法他施策について十分説明し、懇切丁寧な対応に努めること。

3 扶養義務者、知人宅等へ転入する場合の住宅扶助について

本来支給を要しないものと解するが、保護開始後の避難前の住居に関し、賃貸借契約が継続している場合で、必要やむを得ないときは支給して差し支えないこと。

なお、この場合、家主等に連絡をとることが可能なときには、早急に契約解除等の手続をとるよう指導すること。

4 被災地の自治体との連絡体制について

緊急的に避難先で保護を受給する場合、従前より保護受給中の方については、それぞれの保護の実施機関から二重に保護費が支給されることも考えられるが、被災地における特別な事情に配慮し、事後において現在地の保護の実施機関から被災地の保護の実施機関へ連絡・連携を図り調整すること。

また、この場合についても上記2のただし書と同様、保護開始時において、法第63条による費用返還義務を文書により明らかにした上で保護を開始することとし、当該被災者に対して返還義務がある旨を十分説明した上で、生活保護を開始するよう留意すること。